

貴自治体名 稲沢市

## 2010年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

### 【1】行政サービス制限条例

①税の滞納等を理由とした行政サービスを制限する規定がありますか。

( )ある ( )検討中である ( )ない

②制限する規定がある場合、何で定めていますか。

( )条例で定めている ( )要綱で定めている ( )その他( )

### 【2】1. 介護保険及び高齢者福祉施策

①介護保険料の市町村独自の減免措置がありますか。

( )ない ( )ある → 実施年月(2001年10月)2009年度実績(2)件(23,000)円

②利用料の市町村独自の減免措置がありますか。

( )ない ( )ある → 実施年月( 年 月)2009年度実績( )件( )円

③訪問介護サービスについて、院内介助や同居家族がいる場合、どのような取り扱いをしていますか。

( )一律対象外としている

( )原則認められないが、~~ケアプランに明記されれば認められる~~必要性のある方はプランを

( )特に制限を設けていない もって保険者相談

④特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (883)人(22年8月現在)

⑤地域密着型サービスの2009年度計画、2009年度実績、2010年度計画をご記入ください。

・2009年度実績・計画

特定施設1か所を2009年10月指定。

認知症高齢者グループホームを1か所公募し、2010年5月指定。

・2010年度計画

整備計画なし。

⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日(18年4月1日) 2009年度実績(219)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日(18年4月1日) 2009年度実績(355)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑧配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	週5回 昼食
	1日平均利用者数(2009年度)	総延べ食事数(44,339) 食÷年間配食日数(243)日=1日当たり平均(182)食
	1食あたりの助成額	250円/食
	1食あたりの利用者負担額	
会食方式	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者実数(2009年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

⑨独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	( ) 実施している ( ) していない ( ) 検討中である
対象事業の名称	
対象者の要件	
1ヶ月平均利用者実数(2009年度)	

⑩住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	( ) 助成制度がある ( ) 助成制度はない ( ) 検討中である
制度内容	( ) 介護保険に上乗せして実施している
上乗せの助成額	
利用者実数(2009年度)	
( ) 介護保険利用者以外の助成制度がある	
対象者と、その要件	
助成額	利用者実数(2009年度)

⑪ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。また、住民登録されているが所在がわからないいわゆる「不明の高齢者」の実態についてもご記入ください。

- ①一人暮らしの高齢者で月2回から3回見回り訪問員の訪問を希望される方の自宅を訪問し、安否確認を行なう。
- ②一人暮らしのかたで持病等(心疾患・脳疾患)のある方に、緊急通報システム端末機を貸し出し、安否確認と共に緊急時の対応を行なっている。
- ③数え100歳以上の高齢者について、民生委員の確認や介護保険利用状況、医療費の利用状況、課税通知送付状況により確認したところ、全員の状況確認が把握できた。

⑫高齢者や障害者に、外出支援のための施策についてお尋ねします。

1)巡回バス・福祉バスを実施していますか。

- ( ) 実施している  
→ 利用料:高齢者< 蔴以上 > ( 200 ) 円、障がい者( 200 ) 円、一般( 200 ) 円
- ( ) 実施していない

2)タクシーレートを助成する制度がありますか。ある場合は、助成内容をご記入ください。

高齢者(介護度3以上) 無料年24回

稻沢市障害者福祉タクシー料金助成要綱により、基本料金に相当する額760円を上限、利用券交付枚数は一月2枚、年間24枚

⑬宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

( ) 助成している → 1施設当たり助成額 月額( - ) 円 または 年額( - ) 円  
または 1回( 5,000 ) 円

→ 助成力所数( 18 )カ所

( ) 検討中である ( ) 助成の予定がない

⑭介護認定者の障害者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2009年度実績)は ( 1,041 ) 枚

2)介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を送付していますか。

( ) 申請書を送付している → 2009年度( 1,041 ) 件 1,041

( ) 認定書を送付している → 2009年度( 1,041 ) 件 1,041

( ) 送付していない。

3)認定書の発行の条件

( ) 介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

( ) 介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

( ) 医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

( ) 介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

( ) 次のような方法で判断している(12月31日現在で、要介護1以上の状態が6ヶ月以上継続している65歳以上の方 )

## 2. 高齢者医療など

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

( )対象にしている ( )縮小して対象にしている ( )県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

戦傷病者手帳保持者の所得制限なし。

障害者自立支援法第58条第1項に該当する精神通院対象者の自己負担分。

③2010年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療受給者 ( 13,009 )人

福祉給付金対象者 ( 2,209 )人

内  ひとり暮らし非課税者 ( 293 )人

その他の県基準を上回る市町村独自対象者 ( 49 )人

## 3. 子育て支援策 ※2010年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

小学1年生まで入院外の自己負担分を現物給付。所得制限なし。

②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

学校では ( )入学説明会 ( )入学式 ( )始業式 ( )ホームページ

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

稲沢市に住所があり、稲沢市立の小学校又は中学校に通学する児童・生徒の保護者の方で、次の(1)から(8)までのいずれかの理由に該当し、かつ、経済的な理由により就学が困難と認められる方。

(1)生活保護法に基づく保護を受給している方

(2)生活保護法に基づく保護が停止又は廃止となった方

(3)市民税が非課税又は減免された方

(4)個人事業税又は固定資産税が減免された方

(5)国民年金の掛金が免除又は国民健康保険税が減免若しくは納期限が延長された方

(6)児童扶養手当が支給されている方

(7)生活福祉資金による貸付けを受けられている方

(8)その他経済的理由

3)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( )円 特に所得規準額を定めていない。

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( )円

4)申請書の受付先 ( )市町村窓口 ( )継続申請のみ)学校 ( )市町村窓口と学校のどちらも可

5)民生委員の証明は必要ですか。 ( )必要である ( )必要ない

6)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
受給者数	739 人	739 人	801 人	836 人	760 人
受給割合	6.0%	6.0%	6.5%	6.8%	6.2%
支給額	49,500,908 円	51,390,087 円	55,566,632 円	60,550,151 円	64,014,460 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2010年度の支給額は見込み額をご記入ください。

③児童虐待への対応で取られている対策があればご記入ください。

#### 4. 国民健康保険

##### ①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

区分	定義	2008年度	2009年度	2010年度
保 險 料 ・ 稅 率	所得割 所得金額一基礎控除額	× ( 5.5 )%	× ( 5.5 )%	× ( 6.5 )%
	資産割 固定資産税額	× ( 32 )%	× ( 32 )%	× ( 32 )%
	均等割 加入者1人につき	30,500 円	30,500 円	30,500 円
	平等割 1世帯につき	29,500 円	29,500 円	29,500 円
1人当たり調定額(平均保険料)		90,337 円	90,464 円	89,996 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額		22,943 円	20,067 円	20,500 円

※2010年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

##### ②保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

- 1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

330,000 円以下のとき:均等割と平等割の 7 割

330,000 円 + (245,000 円 × 世帯主以外の被保険者数)以下のとき:均等割と平等割の 5 割

330,000 円 + (350,000 円 × 世帯に属する被保険者数)以下のとき:均等割と平等割の 2 割

- 2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

別紙4. ①②)のとおり

##### ③資格証明書 ※2010年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は発行していますか。 (○)発行していない ( )発行している → ( )世帯

- 2) 資格証明書を発行している場合、発行に当たっては、面接を実施していますか。

( )必ず面談している ( )面談がなくても交付する場合がある ( )その他

- 3) 資格証明書発行世帯のうち、18歳年度末までの子どものについて

資格証明書発行世帯のうち、18歳年度末までの子どものいる世帯数・子ど�数

世帯数( )世帯 うち、子ど�数 乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人

上記のうち、6ヶ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ど�数

世帯数( )世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人

- 4) 資格証明書の発行除外で配慮している点がありますか。

(○)国の基準どおり実施している

(○)独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

( )18歳年度末までの子どものいる世帯(子どもだけでなく親も含む)

( )障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

( )病弱者のいる世帯

(○)次の場合は、交付対象から除外している。

福祉医療受給者

##### ④短期保険証 ※2010年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 発行期間別の発行枚数(子ども単独の短期保険証は除く)

・1ヶ月以内( )枚 ・2ヶ月( )枚 ・3ヶ月( 831)枚 ・4ヶ月( )枚

・5ヶ月( )枚 ・6ヶ月( 387)枚 ・1年( 90)枚

・その他( )

- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

国民健康保険税の納期限から1年を経過するまでの間に納付のないかたの内、次に掲げる条件のいずれかに該当するかた①納税の相談に応じないかた②相談等で取り決めた分納誓約を履行しないかた③所得資産から勘案して十分な負担能力のあるかた

- 3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○)通常の保険証と同じ

( )通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど( )

⑤保険料(税)滞納者への制裁措置

1) 保険料(税)滞納者への差し押さえ件数・金額・主な差し押さえ内容をご記入ください。(2009年度)

差し押さえ件数 285件、金額 149,810,207 円、主な差し押さえ内容 不動産、債権
--

2) 保険料(税)滞納者への給付制限内容・件数・金額をご記入ください。 (2009年度)

給付制限の措置は行っていません。
------------------

3) 保険料(税)の民間への徴収委託をしていますか。

(○) 委託していない ( ) 検討中である ( ) 委託している → 委託先 ( )

⑥ 正規の保険証または短期保険証の留め置き件数は 2010年(8)月(1)日現在 ( 0)件

⑦ 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

(○) 実施している ( ) 検討中である ( ) 実施の予定がない

2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(○) 設けている ( ) 検討中である ( ) 設けていない

3) 2009年度の減免件数 ( 11)件 減免金額 ( 630, 346)円

## 5. 障がい者施策

① 地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料の独自の軽減制度を設けていますか。

( ) 国・愛知県制度と同じ

(○) 独自の軽減制度を設けている ※軽減内容・2009年度実績をご記入ください。

軽減措置(非課税の場合5%)を設けており、特に利用の高いストマ装具及び紙おむつについては、通常の1/2軽減
---

② ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助制度を設けていますか。

( ) 国・愛知県制度と同じ

(○) 独自の補助制度を設けている ※補助内容・2009年度実績をご記入ください。

社会福祉施設等整備費補助金交付要綱により社会福祉法人が、市内に社会福祉施設等の整備をした場合に国庫補助対象事業等に対して補助基準額の15/100以内で補助金の交付を行う。 (実績 ケアホーム2, 805千円)
---

## 6. 健診事業 ※2010年度の実施状況をご記入ください。

① 自己負担金・実施期間・実施方式

健診(検診)の種類	実施方式	個別医療機関委託		集団健診(検診)	
		自己負担	実施期間	自己負担	実施回数
特定健診	個別・集団	無	5~9月		
がん検診	胃がん	個別・集団	1,000 円	8~10月	500 円 16回
	大腸がん	個別・集団	500 円	5~9月	
	肺がん	個別・集団	喀痰 500円	5~9月	
	子宮がん	個別・集団	1,000 円	5~9月	
	乳がん	超音波	個別・集団		
		マンモグラフィー	個別・集団		1,000 円 29回
	前立腺がん	個別・集団	500 円	5~9月	
歯周疾患	個別・集団	無	5~9月	無	4回

② 40歳未満の住民を対象にした健康診査について

(○) 実施している → 健診内容 ( ) 特定健診と同じ (○) 特定健診とは異なる

( ) 実施していない

③ 歯周疾患検診の対象年齢・回数

( ) 節目年齢に限定せず毎年受けられる ( ) 40・50・60・70歳の年に受けられる

(○) その他(節目女性健診として 40.45.50.55.60.65.70 歳の女性に対して、骨粗鬆症検診と歯周疾患検診を集団で実施 )

**7. 任意予防接種の助成** ※助成を実施または予定している自治体のみご記入ください

ワクチンの種類	助成開始または 開始予定年月日	対象	助成額
ヒブワクチン			
小児用肺炎球菌ワクチン			
成人用肺炎球菌ワクチン			
子宮頸がんワクチン			
みずぼうそうワクチン			
おたふくかぜワクチン			

**8. 生活保護**

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2008年度申請件数 ( 78 ) 件、そのうち保護開始件数 ( 72 ) 件

2009年度申請件数 ( 188 ) 件、そのうち保護開始件数 ( 168 ) 件

②生活保護担当職員について

2008年4月1日現在 正規職員 ( 6 ) 人 → 生保担当の平均在任年数 ( 1 ) 年 ( 0 ) カ月  
非正規職員 ( 0 ) 人

2009年4月1日現在 正規職員 ( 6 ) 人 → 生保担当の平均在任年数 ( 1 ) 年 ( 2 ) カ月  
非正規職員 ( 0 ) 人

2010年4月1日現在 正規職員 ( 7 ) 人 → 生保担当の平均在任年数 ( 1 ) 年 ( 0 ) カ月  
非正規職員 ( 1 ) 人

③職員当たりの担当受給者数

2008年4月1日現在 ( 82.8 ) 人

2009年4月1日現在 ( 92.8 ) 人

2010年4月1日現在 ( 102.4 ) 人

**【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。**

※2009年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	②介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	③国民健康保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤障がい者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	②精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

**【4】次の資料(各1部)の添付をお願いいたします。**

- ①税滞納世帯等への行政サービス制限条例または要綱
- ②介護保険に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- ③アンケート【2】1の⑬の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【2】1の⑭の「障害者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書+++
- ⑥国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2009年度)
- ⑦国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- ⑧アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2009年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました。

アンケート4. ①(2) 別紙

4. 国民健康保険（2010年9月1日現在）

2) 保険料（税）の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

国保税の減免制度

減免の要件	減免される額	
①災害により、生計の中心となつた被保険者が死亡又は障害者（3級以上等）となり、世帯の生活が著しく困窮に陥つたとき	申請日以降に到来する納期限に係る納付額	
②前年中の所得金額等が500万円以下の世帯で、災害により被保険者の居住する住宅又は家財に多大な損害を受けたとき	災害発生日以降に到来する納期限に係る納付額の50%又は30%に相当する額	
③前年中の所得金額等が500万円以下の世帯で、災害又は天候不順により被保険者の農作物・原材料等に多大な損害を受け、世帯の生活が著しく困窮に陥つたとき	災害発生日以降に到来する納期限に係る納付額の30%に相当する額	
④生活保護法による生活扶助を受けるとき	生保開始日以降に到来する納期限に係る納付額	
⑤前年中の所得金額等が300万円以下の世帯で、生計の中心となつた被保険者が6か月以上入院し、本年中の所得金額等が半分以下に減少すると認められ、世帯の生活が著しく困難と認められるとき	所得割額の60%以内の額	
⑥前年中の所得金額等が300万円以下の世帯で、失業等により、本年中の所得金額等が半分以下に減少すると認められ、世帯の生活が著しく困難と認められるとき	前年中の所得金額等が200万円以下の世帯	所得割額の50%以内の額
	前年中の所得金額等が300万円以下の世帯	所得割額の30%以内の額
⑦地方税法に規定する市県民税が非課税のかたで、障害者又は寡婦（夫）のかた	所得割額の50%以内の額	
⑧刑務所等に入つていて保険給付が受けられなかつたかた	その期間に係る月割額	

⑨ 75歳以上のかたが会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者のかた（65～74歳）が国民健康保険に加入することとなる場合	減額賦課対象外世帯	所得割及び資産割の全額と均等割及び平等割の50%に相当する額
	減額賦課2割 軽減対象世帯	所得割及び資産割の全額と軽減前の均等割及び軽減前の平等割の30%に相当する額
	減額賦課5割 及び7割軽減対象世帯	所得割及び資産割の全額

- ※ ⑤、⑥の減免適用世帯については、翌年に確定所得で減免の再判定をします。再判定により減免の取消し、又は減免割合が変更になる場合があります。
- ※ ⑦、⑧の減免適用は、個人ごとに判定します。
- ※ 申請期限は、当該年度内です。ただし、⑧については、出所後1年以内です。
- ※ ⑨の平等割については、旧被扶養者のみで構成される世帯に限ります。